

=令和7年度版=

宮津市まちづくり補助金 (通常タイプ) (募集要項)



《募集期間》

令和7年4月1日～6月27日

宮 津 市

企画財政部企画課企画政策係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1

電 話 0772-45-1664

FAX 0772-25-1691

E-mail k-tyousei@city.miyazu.kyoto.jp

H P <http://www.city.miyazu.kyoto.jp/>

目 次

1. 補助金の交付対象となる団体	2
2. 補助金の交付対象となる事業	3～4
3. 補助金の交付額等	5
4. 補助金の交付申請手続等	6
5. 補助金交付事務の流れ	7
6. 宮津市まちづくり補助金申請事業審査会	8
7. 事業終了後の事業報告	9
8. その他	10
事前着手・補助金の交付時期・事業内容の変更・事業実施についてのお願い	
9. 問答集（Q＆A）	11～12
複数の団体での共同事業の扱い・これまで行ってきた活動の扱い	
食糧費の扱い・備品購入費の扱い	
施設等の整備（ハード事業）の扱い・国府等の補助金の扱い	

「宮津市まちづくり補助金」(通常タイプ)について

宮津市では、市民が主体的に参画する団体等が実施する地域の様々な資源を生かしたまちづくりや、日本三景「天橋立」をはじめとした豊かな自然と歴史・文化が息づく「元気なみやづ」を創り出すためのまちづくり活動を「宮津市まちづくり補助金」で応援しています。

通常タイプの補助金は、皆様からいただいたまちづくり寄附金等を積立てた「宮津市まちづくり基金」を活用するものです。

ふるさと納税型クラウドファンディングタイプ (R6～)

まちづくりにつながるプロジェクトに対し、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより広く寄附を募り、集まった寄附金を活用して地域の課題解決等に向けた取組を支援します。(※詳細は別途ホームページ等でお知らせします。)

令和7年度からの変更点

「地域交響プロジェクト交付金(京都府)」を併用申請する事業については、補助金交付事務の一部を省略します。(※詳細は7Pをご確認ください。)

1 補助金の交付対象となる団体

市民が主体的に参画し、まちづくり活動を実施する団体であって、次の要件をすべて満たす団体です。

- (1) 主たる活動場所が宮津市内であること。
- (2) 組織の運営に関する規約、会則等が定めてあること。
- (3) 会計(予算及び決算)が適正に管理されていること、又は管理されると見込まれること。

※ただし、次に掲げる団体は対象となりません。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等にかかわる団体
- (2) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体
- (4) 営利を主たる目的とする団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが不相当であると認められる団体

新たに行う事業であって、次に掲げる事業が補助金の交付対象となります。

- (1) 本市の知名度の向上に資すると認められる事業
- (2) 環境保全に資すると認められる事業
- (3) 子育て支援に資すると認められる事業
- (4) 住民相互で助け合う共助型福祉に資すると認められる事業
- (5) 防災・防犯に資すると認められる事業
- (6) 地域の美化に資すると認められる事業
- (7) 地域産業の振興に資すると認められる事業
- (8) 地域商業の活性化に資すると認められる事業
- (9) 農村・都市交流に資すると認められる事業
- (10) 地域スポーツの振興に資すると認められる事業
- (11) 地域文化の振興に資すると認められる事業
- (12) 地域の歴史、伝統又は文化の伝承・継承に資すると認められる事業
- (13) 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化に資すると認められる事業

◎上記の事業に該当していても、次のような場合は原則として対象となりません。

- ①翌年3月31日までに完了しない事業
- ②補助金の交付決定前に補助対象事業を実施する場合
(やむを得ない事由がある場合を除く。)
- ③補助金の交付決定前に補助対象事業が完了する場合
- ④補助対象経費※が15万円未満の事業

※補助対象経費とは

補助対象事業に要する経費から、補助対象事業による収益、国、府等の助成金等及び次に掲げる経費を除いたものです。

- 団体の運営に係る経常的な経費
- 人件費
- 団体の構成員に対する報償費
- 食糧費
- 用地の取得費及び補償費
- その他補助対象経費として不適当と認められる経費

◆補助金採択のポイントとして、次の5点を重視しています。

- ・宮津市の地域の活性化に対する貢献度
- ・事業に対する受益者の範囲
- ・団体の活動に対する熱意
- ・事業の実現性
- ・収支計画の適正度

また、次のような事業については、特に事業の必要性、重要性の説明が求められます。

○単に施設の整備、物品の購入を目的とする事業

→整備後の施設等の管理や活用方法の拡大などの説明

○スポーツ関係団体等の交流大会、芸能団体等の発表会

→広く一般参加の呼び掛け、普及啓発など、他への広がりが必要

○団体の経常的な活動、地域の定例的な行事（お祭り、運動会、清掃活動、敬老会など）

→新たな活動、従来からの活動から規模の拡大等の説明

○歴史、伝統又は文化の伝承・継承に関すること

→ ハード事業においては、天災が原因により伝統文化の継承が不可能な場合で、伝統文化の継承及び地域づくりに関連するソフト事業を、合わせて実施すること。

ソフト事業の利用については、冊子作成、交流会、ワークショップの開催等、地域住民が主体で行う活動に限る。ただし、祭りの開催に関わる経費は対象外。

○補助率等

- ・補助率 原則として補助対象経費の **2 分の 1** 以内
- ・補助金の上限額 原則として **100 万円以内**
 ※特に必要と認めるものについては、市長が別に補助金の額を定めます。
- ・その他 補助金額は 1 万円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。
 また、補助金は、予算の範囲内で交付します。

例) 補助金算定の例

総事業費	1, 500, 000円
対象外経費（食糧費）	200, 000円
事業収入	300, 000円

- ・補助対象経費 = $1, 500, 000円 - 200, 000円 - 300, 000円$
 $= 1, 000, 000円$
- ・補助金額 = $1, 000, 000円 \times 1/2 = 500, 000円$

募集期間内に、所定の様式に必要事項を記載し、宮津市企画財政部企画課企画政策係まで提出してください。

(1) 募集期間 4月1日(火)～ 6月27日(金)

(2) 提出先 宮津市企画財政部企画課企画政策係（本館3階）
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1
E-mail k-tyousei@city.miyazu.kyoto.jp

(3) 提出方法 郵送、持参又はメール

(4) 提出書類 ①宮津市まちづくり補助金交付申請書
②事業計画書（別紙1-1）
③収支予算書（別紙1-2）
④前金払理由書（別紙1-3）※前金払いを希望する場合
⑤その他添付資料

- ・団体の概要を説明するもの（規約・会則、名簿など）
- ・申請事業の参考資料
- ・備品を購入する場合は商品説明書（パンフレット等）及び見積書
- ・工事を伴う場合は現状写真、工事図面及び見積書
- ・交付決定前に事業を実施する場合は「事前着手届」

(5) 提出部数 各1部

(6) その他 提出のあった申請書は、「宮津市まちづくり補助金申請事業審査会」に資料として配布します。

申請書は、宮津市ホームページからダウンロードできます。
「宮津市まちづくり補助金」で検索してください。

（宮津市まちづくり補助金ホームページ）

URL： <https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/3/1601.html>



①宮津市まちづくり補助金交付申請書の提出



②ヒアリングの実施

申請書の内容について、聞き取り調査を行います。



③宮津市まちづくり補助金申請事業審査会の開催

補助金の交付決定に際し、申請事業について審査を行います。

※申請者は、審査会において、申請事業の説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。なお、この説明は、一般に公開して行います。

（詳細：8P「6. 宮津市まちづくり補助金申請事業審査会」）

★「地域交響プロジェクト交付金（京都府）」と併用申請している事業については、「宮津市まちづくり補助金申請事業審査会」での審査を省略し、「地域交響プロジェクト交付金意見聴取会」における審査結果に委ねるものとします。



④補助金の交付決定通知

市長は審査会又は「地域交響プロジェクト交付金意見聴取会」の意見を踏まえ、補助金交付の適否及び補助金の交付額を決定します。



⑤事業の実施

交付決定前に事業を実施しようとする場合は「事前着手届」が必要です。

（詳細：10P「8. その他」）



⑥事業報告等

事業終了後に、事業の成果、事業の決算等について記載する実績報告書を提出していただきます。また、その成果を広く市民に報告していただきます。

「宮津市まちづくり補助金申請事業審査会」で、宮津市まちづくり補助金申請事業の事業内容、事業効果等について審査を行います。

（下記「（２）審査会の流れ」の手順で実施）

（１）審査会の組織

市政について優れた見識を有する者であって、市長の審査会への参画依頼に賛同していただいた方６人で構成しています。

なお、審査会の中に、申請事業と関わりの深い方がいる場合は、その方は意見を述べることはできないものとしています。

また、この補助金は、市民の皆様からの寄附金を財源として、皆様の主体的なまちづくりを支援するものであることから、審査会委員の報酬、費用弁償は行いません。

（２）審査会の流れ（①～③は公開して行います。）

①申請事業の提示

事務局より、審査会に申請書及び概要資料を提示します。

②プレゼンテーション

申請者から、申請事業の内容説明を行います。

＊１団体 10～15 分程度（発表者は１団体 2 名程度）

＊説明いただく事項はおおむね次のとおりです。

- ①団体の概要
- ②申請事業の目的
- ③申請事業の内容
- ④事業実施にあたっての工夫
- ⑤申請事業のスケジュール
- ⑥申請事業の期待される効果
- ⑦事業実施後の展開について

プレゼンテーションで資料を別に配布される場合は事前に提出してください。
必要部数をコピーして審査会において配布します。

また、パソコン、プロジェクター、ポインタを用意することもできますので、希望がありましたら、審査会前日までにお申し付けください。なお、希望が無い場合は使用しないものとして取り扱いますので、御留意願います。

③質疑応答

審査委員から申請者への質疑応答を行います。

④事業の審査

審査委員のみで審査し、審査結果を市長へ報告します。

⑤補助金交付決定

市長が補助金の交付を決定し、申請者に通知します。

7

事業終了後の事業報告

提出期限までに、所定の様式に必要事項を記載し、宮津市企画財政部企画課企画政策係まで提出してください。

- (1) 提出期限 事業終了後 30 日以内、又は令和8年4月6日（月）のいずれか早い日まで
- (2) 提出先 宮津市企画財政部企画課企画政策係（本館3階）
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1
E-mail k-tyousei@city.miyazu.kyoto.jp
- (3) 提出方法 郵送、持参又はメール
- (4) 提出書類 ①宮津市まちづくり補助金実績報告書
②事業報告書（別紙2-1）
③収支決算書（別紙2-2）
④その他添付資料
- ・成果物
 - ・写真、チラシ、事業について記載された新聞記事等
 - ・領収書等（団体名の記載のあるもの）の写し

※レシートのみの場合でも可ですが、レシートの空白箇所に団体名の記載をしてください。
- ⑤請求書
- (5) 提出部数 各1部
- (6) その他 補助金の交付を受けた団体は、事業終了後に、事業の成果を広く市民に報告していただきます。

（１）事前着手

補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできません。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は「宮津市まちづくり補助金事前着手届」の提出が必要となります。

※事前着手届は、補助金の交付を保証するものではありません。審査結果によっては、補助金の交付対象とならない場合がありますのでご注意ください。

（２）補助金の交付時期

補助金は、団体が事業終了後に実績報告書を提出し、市において補助金の額を確定した後の交付となります。

ただし、補助金の前金払いを希望する場合は、前金払理由書を提出してください。一部（原則１／２以内）を前金払いとして交付決定後に交付します。

（３）事業内容の変更

事業計画を途中で変更する場合は、「宮津市まちづくり補助金事業計画変更等承認申請書」（以下、「変更等承認申請書」という。）を提出し、事前に承認を受けることが必要です。

変更申請を行わずに事業内容を変更した場合は、補助金の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

なお、「補助対象経費が 20%以上増減する場合」又は「事業項目の変更、事業種目の新設・廃止を伴う場合」は、変更等承認申請書の提出が必須となりますので、必ず事前に宮津市企画財政部企画課企画政策係までお問合せください。

（４）事業実施についてのお願い

市内経済活動活性化のため、補助事業の実施に際しては、できるだけ市内で発注や消費をしていただきますようご協力をお願いします。

Q 複数の団体での共同事業の扱い

A 申請できます。申請は代表の団体が行ってください。補助金は代表団体に対して交付します。複数の団体により実行委員会等を設立することも可能です。

Q これまで行ってきた活動の扱い

A 申請できます。ただし、次の①、②に留意のうえ補助金を活用して今までの事業内容を拡大・拡充することが必要です。

①開始から3年を経過しない事業について

事業の立ち上がりを支援するため、事業全体を補助対象事業とする。

*ただし、事業内容に前年度の反省等を踏まえた改善点等があり、補助金を交付するにふさわしいと（審査会又は意見聴取会で）認められる事業に限る。

前年審査会又は意見聴取会での附帯意見を踏まえた事業であるか。

事業規模、範囲等の拡充が見られる事業であるか。

将来的に補助金に依存しない事業運営を視野に入れた事業であるか。

その他、単に前年度と同様ではない工夫がみられる事業であるか。

②開始から3年を経過した事業について

従来事業のうち、新たに拡充等を行った事業（内容）のみ補助対象事業とする。（1年限り）

*拡充等を行った事業が、従来からの事業の反省を踏まえているもの、事業規模や範囲が飛躍的に拡大していると（審査会又は意見聴取会で）認められる事業に限る。

*事業内容（予算）が、拡充部分を明確に抽出できる事業に限る。（新たな設備整備部分に限るなど）

以前より類似の事業を実施しており、名称等をリニューアルしたもの、組織をリニューアルしたものなどは、新規事業とはなりません。

Q 食糧費の扱い

A 弁当、ジュース等の食糧費は対象外です。

ただし、料理教室を開催する際の食材料費等は、原材料費として対象となります。

Q 備品購入費の扱い

A 団体の経常的な運営で必要な備品や他の目的での利用になりやすい備品（パソコン、テーブル等）については、真に必要と認められ、かつ、そのものでなければ代替ができない場合を除き、対象外としています。

Q 施設等の整備（ハード事業）の扱い

- A 施設等の整備のみの事業も申請できます。ただし、整備あるいは整備後の施設等の管理・活用について団体が関与しないものは「市民が主体的に参画するまちづくり活動」とは言い難いため、対象とはなりません。

原材料を購入し、整備を団体自らが行う、整備後の施設等を活用したイベント等を行うなど、団体が施設等との関わりを持つような事業としてください。

Q 国府等の補助金の扱い

- A まちづくり補助金では、国府等の他の補助金を併せて受けることを認めています。（※参照）ただし、逆に国府等の補助金の中には、補助を受ける条件として「その他の補助金を受けていないこと」としているものがありますので、ご注意ください。

※国府等の他の補助金を併せて受ける場合の例

例えば、事業費の3分の2が国府等の他の補助金で交付される場合、残りの3分の1の自己負担額が宮津市まちづくり補助金の交付対象となります。宮津市まちづくり補助金の補助率は原則2分の1となりますので、結果、事業費の6分の1が自己負担となります。

【総事業費 300万円の場合】

- ・国、京都府からの他の補助金 200万円($300\text{万円} \times 2/3$)
- ・宮津市まちづくり補助金 50万円($(300\text{万円} - 200\text{万円}) \times 1/2$)
- ・自己負担額 50万円

宮津市まちづくり補助金以外で対象となる補助金制度がある場合は、出来る限りそちらの補助金の取得を目指してください。

特に、他に有利な補助金がある場合で、その補助金を申請しない場合は、理由をお伺いさせていただくことになります。